

## 三田市総合文化センター改修に向けた PFI 手法等導入可能性調査業務委託にかかる 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市総合文化センター改修に向けた PFI 手法等導入可能性調査業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

三田市総合文化センター改修に向けた PFI 手法等導入可能性調査業務委託

#### (2) 業務の目的

三田市総合文化センターは平成 19 年(2007 年)3 月の竣工から 15 年以上が経過し、各種建築設備や特定天井等の改修、舞台機構設備の更新時期を迎えている。

本業務は、施設の改修にあたり、財政負担の平準化とともに、あわせて施設を魅力ある文化芸術を提供できる施設へ転換するため、PFI 手法等の民間活用の導入による施設複合化を含めた最適な運営手法の検討と、PFI 手法等導入可能性の評価を行うものである。

また、本業務は本市が内閣府の民間資金等活用事業調査費補助事業の採択を受けて実施するもので、委託業者(以下「乙」という。)に助言・提案及び調査支援を求めるものである。

#### (3) 業務内容

別紙「三田市総合文化センター改修に向けた PFI 手法等導入可能性調査業務仕様書」に示すとおりとする。

#### (4) テーマ

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- ① 業務実施方針について
- ② 業務実施手順、実施工程、業務進捗管理方法について
- ③ 本事業における PFI 可能性調査業務内容について
- ④ 三田市の財政需要と公共施設マネジメントについて

#### (5) 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

### 2 予算

委託料の見積限度額は 12,500,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

### 3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

### 4 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

日付	内容
4月25日（月）	プロポーザル実施公告
5月13日（金）17時必着	質疑書提出期限
5月20日（金）※予定	質疑回答公表（ホームページ）
5月27日（金）17時必着	参加表明書等提出期限
5月27日（金）～ 6月2日（木）	一次審査（書面）
6月3日（金）※予定	一次審査結果通知
6月20日（月）17時必着	提案書等提出期限
6月21日（火）～ 6月24日（金）※予定	二次審査プレゼンテーション
6月下旬頃 ※予定	二次審査結果通知
7月上旬頃 ※予定	契約手続き

※事前説明会は実施しません。

## 5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務の参加表明書提出時において、令和4年度三田市入札等参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）こと。
- (5) 三田市暴力団排除条例（平成24年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当していないこと。
- (6) 国、県及び市区町村税を滞納していないこと。
- (7) 過去5年以内（平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）に国・地方公共団体が発注し、完了した本業務と同種<sup>※1</sup>又は類似業務の実績（契約金額は問わない）を有していること。

※1 国・地方公共団体から発注・完了した PPP/PFI 等の官民連携調査・計画支援業務

## 6 質疑・応答

### (1) 提出方法

別添の質疑書（様式6）により、電子メールにて提出すること。

### (2) 提出期限

令和4年5月13日（金）17時まで（必着）

### (3) 提出先

三田市地域共創部市民協働室文化スポーツ課

電子メールアドレス：bunkasports@city.sanda.lg.jp

#### (4)回答方法

令和4年5月20日(金)までに三田市ホームページの該当ページに掲載する。

### 7 参加申込の手続き

#### (1)提出書類

以下の書類を各1部提出すること。

①参加表明書(様式1)

②法人概要(様式2)

③法人業務実績報告書(様式3)

④業務実施体制調書(様式4-1、4-2、4-3)

⑤業務責任者、業務主任の雇用関係を証明する書面(健康保険証等、番号等特定に係る部分は塗消ししてもよい)及び資格証明書の写し

⑥誓約書(様式5)

⑦法人の概要が分かる資料(パンフレット等)

#### (2)提出期限

令和4年5月27日(金)17時(必着)

#### (3)提出方法

持参又は郵送に限る。(なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

#### (4)提出先

三田市地域共創部市民協働室文化スポーツ課

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2-1-1 三田市役所本庁舎4階

### 8 選定の方法

#### (1)一次審査(書類審査)

参加表明書類の提出を受け付けた者を対象として、評価基準(後述11(1))に基づき審査し、評価点の合計が高い順に3者を二次審査対象者として選定する。

・満点の6割を最低基準とし、最低基準点に満たない者は選定の対象としない。

・一次審査結果通知は、令和4年6月3日付郵送により行い、併せて電子メールを送信する。

#### (2)二次審査(プレゼンテーション)

一次審査で選定した者のうち、提案書の提出を受け付けた者を対象としてプレゼンテーションを実施し、審査委員会において評価基準(後述11(2))に基づき審査する。

なお、プレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン(Webex by Cisco オンライン会議システム)により実施する場合がある。

・審査委員は各自で審査し評価点を付け、最高点を出した審査委員の人数が最も多い者を受託候補者とする。ただし、最高点を出した審査委員の人数が最も多い者が複数いる

場合は、評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。それでも同点の場合は、審査委員の多数決により受託候補者を決定する。なお可否同数の場合は委員長が決定する。

・全審査委員の評価点の平均が満点の6割以上であることを最低基準とし、最低基準に満たない者は選定の対象としない。

・二次審査における審査対象者が1者であった場合でも審査を行い、最低基準点を満たす場合は、当該審査対象者を受託候補者に決定し、その旨を通知するものとする。

・二次審査結果通知は、令和4年6月下旬頃に郵送し、併せて電子メールを送信する。また、契約を締結次第速やかに本市ホームページにおいて公表するものとする。

・審査内容及び結果に関する問合せ・異議申立て等は一切できないものとする。

## 9 提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ① 技術提案書（様式7-1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本1部、副本(コピー可)7部
- ② 特定テーマに対する技術提案（様式7-2）・・・・ 正本1部、副本(コピー可)7部
- ③ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本1部

### (2) 留意事項

- ① 文字サイズは10ポイント以上とすること。ただし、表・図中についてはこの限りではない。
- ② 本要領「1 業務概要」(4)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、以下のページ数とすること。
  - ・テーマ① A4 1ページ
  - ・テーマ② A4 1ページ
  - ・テーマ③ A4 2ページ
  - ・テーマ④ A4 1ページ
- ③ 見積書には、仕様書、実施計画書等に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。

### (3) 提出期限

令和4年6月20日(月)17時

### (4) 提出方法

持参又は郵送に限る。(なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

### (5) 提出先

三田市地域共創部市民協働室文化スポーツ課

## 10 プレゼンテーション

### (1) 日時

令和4年6月21日(火)～24日(金)のうち甲が指定する1日

日時は一次審査結果通知にあわせて連絡する。

### (2) 場所

後日連絡する。

(3)出席者

予定管理技術者を含めた3人までとする。

(4)その他

- ・プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは市において用意する。
- ・プレゼンテーションは1者ごとに実施し、説明20分、質疑応答20分とする。

11 審査基準等

参加表明書及び技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。

(1) 一次審査基準

選定評価項目		評価の着目点	評価点
法人業務実績		法人として過去5年間において、同種・類似業務を受注した実績を有するか	10
実施体制	業務実績	業務責任者及び業務主任について、過去5年以内に、同種・類似業務の実績を担当した実績を有するか	10
	保有資格等	業務責任者及び業務主任が本業務に生かせる能力及び資格（技術士（総合技術監理部門：都市計画及び地方計画）、公認会計士、1級建築士等）を有するか	10
評価点の合計		—	30

(2) 二次審査評価基準

選定評価項目		評価の着目点	評価点
テーマ① 業務実施方針		業務の目的・条件・内容の理解度が高く、具体性・実効性のある基本方針が示されているか。	10
テーマ② 業務実施手順、工程、 進捗管理方法		妥当性が高く実現可能な実施手順・工程であるか。また、具体的かつ的確な進捗管理方法であるか。	10
テーマ③・④ 各企画提案内容		業務の目的や実施方針に合う具体的な提案であるか	10
		本市の特性を十分に理解し、課題解決にあう提案であるか	10
		独自性を持った提案であるか	10
		多面的な発想・視点を持った提案であるか	15
		効率的・効果的で実現可能性な提案であるか	15
プレゼンテーション		理解しやすい資料構成になっているか。業務担当予定技術者の説明は簡潔明瞭で理解しやすいか。	10

	業務担当予定技術者の質問に対する受け答えは的確であり、業務を成功させようとする意欲が感じられるか。	10
評価点の合計	—	100

## 12 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
  - (3) 提案書の提出は1者につき1案とする。
  - (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
  - (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることへの了解を得なければならない。
  - (6) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。
  - (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
    - ・ 参加資格要件を満たしていない場合
    - ・ 提出書類に虚偽の記載又は審査に影響を与えるような不備があった場合
    - ・ 本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
    - ・ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
    - ・ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
    - ・ 見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
    - ・ 本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
  - (8) 特定された技術提案書の内容については、契約時の履行事項とする。
  - (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
  - (10) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類について、市は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
  - (11) 本業務を受託した者（グループとして協力を受けるほかの者及び資本・人事面等において関連を持つと認められる者を含む。）は、この契約の対象となる施設の整備及び維持管理・運営事業がPFI法第7条に基づく特定事業として選定された場合、当該特定事業の構成員、協力企業、その他企業等となることはできない。
- ①構成員：会社法に定める株式会社として本事業を実施するにあたり設立される特別目

的会社（以下「SPC」という。）に出資し、SPCから直接業務を受託する  
又は請け負う者

②協力企業：SPCに出資せず、SPCから直接業務を受託する又は請け負う者

③その他企業：SPCに出資するが、SPCから直接業務を受託しない又は請け負わな  
い者

### 13 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市地域共創部市民協働室文化スポーツ課

TEL 079-559-5144

E-mail [bunkasports@city.sanda.lg.jp](mailto:bunkasports@city.sanda.lg.jp)